令和８年 11 月 24 日
<問い合わせ先>
農　林　水　産　省
国　土　交　通　省
代表 03-3502-8111
03-5253-8111

都市計画区域外の景観重要樹木及び景観協定に関する省令及び畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令案に関する意見募集の結果について

国土交通省では、令和８年 10 月９日(金)から令和８年 11 月８日(日)までの期間において、都市計画区域外の景観重要樹木及び景観協定に関する省令及び畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令案に関する意見募集を行いました。

上記意見募集に寄せられたご意見の概要とそれに対する国土交通省の考え方を以下のとおりとりまとめましたので、公表いたします。

皆様のご協力に深く感謝申し上げるとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○都市計画区域外の景観重要樹木及び景観協定に関する省令及び畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令案に関する意見募集に寄せられたご意見等と国土交通省の考え方

※　4の個人・団体から合計17件のご意見等をいただきました。

※　とりまとめの都合上、お寄せいただきましたご意見のうち同趣旨のものは適宜集約し、また、内容を適宜要約しています。

※　本改正と直接の関係がないため掲載しなかったご意見等についても、今後の施策の推進に当たって、参考にさせていただきます。

※　以下、「改正法」とあるのは都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和8年法律第23号）を指します。

No.	意見要約（公表用）	回答案
（1）都市計画区域外の景観重要樹木及び景観協定に関する省令の一部改正について		
1.	景観整備推進法人が担う景観重要樹木の指定提案や管理協定等の役割について、自治体、樹木所有者及び地域住民に分かりやすく周知することが重要である。特に、樹木の保全には維持管理費用や安全確保の問題が伴うため、関係者間の責任分担や相談窓口を明確にし、地域の景観保全活動を継続的に支援する運用を求める。	景観重要樹木等に関する手続きについては、本省令に記載の内容のほか、景観法運用指針においても関係者の役割や留意点を含めて解説しております。 個々の手続きや相談窓口等については各景観行政団体において定めておりますが、いただいたご意見を踏まえ、適切な情報発信に努めて参ります。

2.	「景観整備機構」が「景観整備推進法人」に改称されることに伴い、既に指定を受けている法人の地位や、旧名称で締結された景観協定、提出済みの書類の扱いに影響がないのかが示されていない。影響の有無を明示し、関係自治体と法人への周知を徹底されたい。	改正法附則第４条において、以下のとおり定められていることから、既に指定を受けている法人は「景観整備推進法人」とみなされます。改称に伴う手続きについては、景観法運用指針等において適切に周知を図ってまいります。 ○参考：都市再生特別措置法等の一部を改正する法律　附則 （景観法の一部改正に伴う経過措置） 第四条　この法律の施行の際現に第七条の規定(附則第一条第二号に掲げる改正規定を除く。以下この条において同じ。)による改正前の景観法第九十二条第一項の規定により指定されている景観整備機構は、第七条の規定による改正後の景観法第九十二条第一項の規定により指定された景観整備推進法人とみなす。
3.	管理の省力化を理由に住宅街における木々を根こそぎ伐採したり、街の美化という目的で駐輪場を撤去したりするなど、生活者を後回しにした行政運用が横行している。このような姿勢は改め、住民の声を反映した都市環境整備を最優先にすべきである。	ご意見として承ります。
（２）畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（令和３年農林水産省・国土交通省令第６号）の一部改正		
4.	複数の法律の規定が読み替えて適用される場合、事業者が必要な手続や適合すべき基準の内容を把握しづらくなる可能性があるため、対象となる区域と適用される規定等について一覧化した解説資料を整備して公開してほしい。	ご意見として承ります。

5.	認定畜舎等の増築・改築にあたって、改正後の別表第９に新たに規定された書類を提出する必要がある場合や必要書類を明示し、既存の認定畜舎建築利用計画に係る認定の内容との関係について事前に相談を受けられる体制を整備して欲しい。	畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和３年法律第 34 号）第４条第１項の認定畜舎建築利用計画の変更の認定を受けるにあたって必要な書類については同規則別表第９に示しているとおりであり、同表に今般新しく規定された図書につきましては、認定畜舎建築利用計画を変更し、増改築を行おうとする場合に必要となります。 事前相談につきましては、認定畜舎等の存する都道府県の担当部局にご相談ください。
6.	特定業務施設等誘導地区内に存することとなった認定畜舎等について、計画変更の認定に必要な添付図書は必要最小限としてほしい。また、自治体によって必要書類の解釈が異ならないよう、統一的な解釈を示して欲しい。	認定畜舎等又はその敷地の過半が特定業務施設等誘導地区内に存していることを確認するために特定業務施設等誘導地区の境界線が明示された配置図の提出を求めるほか、改正法による改正後の建築基準法第 60 条の４第３項の規定に基づく条例の規定に適合するものであることを確認するために必要な図書の提出を求めることとしております。
7.	畜舎の認定や増改築の計画は事業者の投資判断に直結するため、施行日を早期に確定し周知されたい。また、施行日前後に認定申請や増改築を予定している事業者への経過措置の要否について説明されたい。	施行日は改正法の施行の日（11 月 24 日）となります。 本省令による改正前後の畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則の適用関係は、変更認定の申請を申し出た日が本省令の施行日前後であるかということにより整理されることが明確であるため、経過措置については特段規定しておりません。
8.	施行後は、申請手続の遅延、追加的な費用負担、自治体間の運用差などを把握し、必要に応じて解説資料や運用指針の見直しをされたい。	ご意見として承ります。
（３）その他		

9.	意見提出の前提として、改正項目及び改正内容の一覧を公表してほしい。特に、「その他所要の改正」の具体的内容が概要資料からは把握しづらい。	具体的な改正内容については、概要及び新旧対照条文をご確認ください。なお、「その他所要の改正」については、条ずれに伴う規定の整理等を指しております。
10.	都市計画区域外の景観重要樹木及び景観協定に関する省令の一部改正と畜舎特例法施行規則の一部改正という対象・利用者の異なる改正を一本の省令案としているため、パブコメ時には改正内容ごとに概要資料を分けるなど、関係者が必要な情報を把握しやすい構成とされたい。	ご意見として承ります。